

「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー広報宣伝業務委託 仕様書

1 委託業務

「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー広報宣伝業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託業務契約の締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 委託金額の上限

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

5 委託業務の目的

寛永3年（1626年）、徳川幕府が後水尾天皇を二条城にお迎えし、5日間に渡って様々なおもてなしを行った「寛永行幸」が実施された。後水尾天皇ら朝廷方と、将軍家光と全国の大名ら幕府方、総勢約9,000人の大行列は、公武融和と平和の時代の到来を世に知らせめ、京都のまちに熱狂と賑わいをもたらした。

また、この時代の京都では、茶道・華道・書跡・絵画・工芸などの様々なジャンルにおいて新趣に富んだ文化芸術活動が行われ、「寛永文化」と称される多様な文化が花開いていた。

そして、令和8年は「寛永行幸」から400年の節目を迎えるほか、大河ドラマの放映等、寛永期や桃山期に注目が集まる年である。

この度、「寛永行幸四百年祭」への機運を高めるとともに、寛永文化の認知度向上を図ることを目的として、関係するスポットを巡るツアーを企画し、販売する事業者を募集する取組を実施する。

※ 令和8年8月6日から公募中の「「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業」（以下、「ツアー支援業務」という。）のことを指す。

本業務は、ツアー支援業務と連動する取組である。チラシ・ポスター等の紙媒体及びSNS等デジタル媒体を効果的に活用したプロモーションを企画・実施することで、ツアー支援業務で採択したツアーの販売を促進するとともに、「寛永行幸四百年祭」の認知度向上を図ることを目的とする。

6 委託業務の内容

以下の業務を実施すること。

業務の遂行に当たっては、本市職員との十分な協議のうえに進めること。

(1) 企画概要・ターゲット

- 令和8年9月8日（火）～令和9年3月7日（日）の間に実施される各ツアーの販売促進に向け、受託後速やかに計画的な広報計画を本市職員と協議のうえ作成すること。
- ターゲットについては、ツアー支援業務において採択された各ツアーの企画内容（旅行業者が設定したターゲット層）を踏まえ、本市職員と協議のうえで決定すること。また、決定した各ターゲット層に的確にリーチできるよう、ツアーの特性に合わせた柔軟かつ効果的な広報戦略を企画・提案すること。

(2) WEBやSNS等を活用したプロモーション

- 本事業のメインターゲットに対し、効果的かつ波及力の高いWEBプロモーションをメリハリをつけて実施すること。
- ツアー支援業務で採択したツアーは、販売期間中に「まるっと京都」ウェブサイト*内にて掲載をする予定であるため、PRに際して、当該サイトへの誘引を行うこと。
※サイト URL : <https://totteoki.kyoto.travel/category/area/marutto/>
- ターゲット層に的確にリーチするため、リスティング広告、ディスプレイ広告、および主要SNS広告（Instagram、X、Google、Yahoo等）を戦略的に運用すること。
- 全ての広告の遷移先（リンク先）は、原則として「まるっと京都」ウェブサイト内の関連ページとすること。
- クリック数やユーザーの反応に応じて、広告配信の最適化（PDCA）を機動的に行うとともに、効果測定の方法や、意欲的かつ単年度の目標として適正なラインのKPIを設定し提案すること。

(3) 制作物関連

- プロモーション用にバナー広告等のビジュアルを作成すること。寛永行幸関連の画像等を使用する場合は、受託者において、寛永行幸四百年祭実行委員会事務局を通じて使用及び確認依頼をすること。制作物に係る委託者と受託者間の校正回数は、2回以上とする。
- 広告等の制作にあたっては、持続可能な京都観光の推進に向け、マナー遵守等の啓発要素を含めること。
- 本事業を通じて、著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属する。
- 受託者は本市に対し、成果物等が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- 制作したデザインに含まれるイラスト等の著作権等の費用の調整は、受託者が行う。また、今後の使用に関して使用料等が発生する場合、その全てを委託金額に含めること。

- 校了後、pdf 及び ai 形式のデザインデータを本市に提供すること。

(4) その他追加提案

- 上記委託業務のほか、より効果的に「寛永行幸四百年祭」の認知度向上及び販売促進が見込めるものについては追加提案を可とする。

7 月次報告

- 委託業務については、原則として毎月末日締めにて、翌月 10 日までに当室まで状況をまとめた報告書を電子メールで提出すること（様式は問わない）。
- 翌月以降は、初月に提出した報告書を、更新のうえ提出すること。
- 最終月の報告書については、同月末日までに最終報告書として提出すること。

8 その他

- 受託者は、本業務実施に当たり、関連法令等を遵守すること。
- 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、担当職員との連絡を密にして業務に当たるものとする。
- 業務の進捗状況については、定期的に共有するものとする。
- 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- 受託者は、本委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報等を本事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市職員と協議するものとする。
- 途中で事業内容を変更する場合は、本市職員と受託者が協議のうえ、変更することとする。
- 本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ本市の承諾を得ること。